

扶養に関する EU 国際私法の最近の動向

—扶養規則を中心に

金 汶淑
きむ ひんすく

甲南大学法学部教授

- I はじめに
- II 扶養規則の成立経緯
- III 扶養規則の規定
- IV おわりに

I はじめに

国際扶養法については既存の条約がいくつかあるけれども⁽¹⁾、扶養に関する欧州連合 (EU) 構成国・ハーグ条約締約国の法制には依然として相違がある。そのため、国境を越える扶養請求について實際上外国において扶養料の回収をしようとしてもその承認及び執行は容易ではない。扶養料は比較的到低額であることもあり、扶養料の回収には費用倒れになるおそれがある。

このような現状を踏まえ、EU では自由・安全・司法の領域を構成するプロジェクトの一部として、扶養事件について簡素化された手続規則の創設が試みられ、共同体立法として、「扶養義務に関連する事件における裁判管轄、準拠法、決定の承認及び執行並びに協力に関する 2008 年 12 月 28 日の欧州共同体理事会規則 4/2009」⁽²⁾(以下、「扶養規則」という。)が制定された⁽³⁾。従来、国際扶養法に関する手続法的規律は、主に「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の欧州共同体理事会規則 44/2001」⁽⁴⁾(以下、「ブリュッセル I 規則」という。)⁽⁵⁾に含まれていた。扶養規則は、ブリュッセル I 規則にいくつかの重要な変更をもたらしており、扶養権利者の地位をかなり強く保護しようとしている。

本稿は、ヨーロッパ民事手続の分野、特に扶養事件における最近の活発な立法の動きに焦点を合わせ、扶養規則の内容を概観することを目的とする。以下では、扶養規則の成立経緯 (II)、扶養規則の規定 (III) について考察する。

II 扶養規則の成立経緯

扶養規則の成立前後にかけて、ハーグ国際私法会議においても既存の条約が不完全なものであることが認識され、2007年11月23日に「子の養育費その他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約」⁽⁶⁾(以下、「ハーグ扶養条約」という。)及び「扶養義務の準拠法に関する議定書」⁽⁷⁾(以下、「ハーグ扶養議定書」という。)が採択された⁽⁸⁾。

2003年5月に開始されたハーグ扶養条約の作成作業が進行している中、2005年12月15日に欧州共同体委員会は扶養義務に関する規則を提案した⁽⁹⁾。これは、直接管轄規定の範囲を拡張する点、執行宣言手続(exequatur)を廃止する点、行政的協力を加える点において、ブリュッセルI規則に代わることを意図しており、準拠法に関する規定の調和をも図ろうとした。なお、ハーグ扶養条約の作成過程では直接管轄規定及び執行宣言手続の廃止について議論されなかった。ハーグ扶養条約が2007年11月23日に採択された後に、行政的協力等を包含する扶養規則の内容が完成されるにいたった。

ハーグ国際私法会議21会期における交渉において多くの締約国が、法廷地法の適用の余地を残さなければ、扶養義務に関する準拠法の調和に関心がないことが明らかになったので、別途の議定書を作成することになり、ハーグ扶養議定書は2007年11月23日に採択された。そして2007年11月以降、欧州共同体議会は、執行宣言手続の廃止に関する規定がハーグ扶養議定書に拘束される構成国のすべてに適用されるべきであること、ハーグ扶養議定書に拘束されない構成国でなされた決定の承認及び執行については既に適用されているブラッセルI規則を一定の場合には制限しながら効果的に適用されることに合意することができた。さらに、ハーグ扶養条約において合意された内容が基礎となり、2008年12月に扶養規則が採択された⁽¹⁰⁾。ハーグ国際私法会議の作成作業過程においてEUは地域経済統合組織として、それ自体、交渉者及び調停者として大きな役割を果たしたといえよう⁽¹¹⁾。扶養規則によれば、EU構成国がハーグ扶養議定書に拘束される場合には、ハーグ扶養議定書により扶養の準拠法が決定される。そして承認及び執行においてもハーグ扶養議定書に拘束され

ている国であるか否かを区別しながら、ハーグ扶養条約に相応する多くの規定も含んでいる。

扶養規則はブリュッセル I 規則に由来するものの、管轄について独自の規定を設けている。一方で、扶養規則はハーグ扶養条約及びハーグ扶養議定書における作成過程で得られた重要な成果を活用している。すなわち、扶養規則は中央当局制度による国家間協力⁽¹²⁾、法律扶助⁽¹³⁾、公的機関⁽¹⁴⁾及び扶養義務者による扶養決定の変更又は新たな決定を申立てる手続の制限⁽¹⁵⁾について、ハーグ扶養条約によって採用された考え方及び文言を多く受け入れたのである。したがって、ハーグ扶養条約及びハーグ扶養議定書は、扶養規則を理解する上で考慮されるべきである⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 扶養規則の規定

扶養規則の目的は、前文にも規定中にも定められていない⁽¹⁷⁾。けれども扶養規則の直接的な法政策的目的は扶養権利者の保護にあるといえよう。扶養規則は、「範囲及び定義」（第1章）、「管轄」（第2章）、「準拠法」（第3章）、「決定の承認及び執行」（第4章）、「司法へのアクセス」（第5章）、「裁判上の和解及び公の証書」（第6章）、「中央当局間の協力」（第7章）、「一般規定及び最終規定」（第8章）の全8章及び11個の付属文書からなる⁽¹⁸⁾。以下では、各章ごとにその概要に触れたい。

1 範囲及び定義（第1章）

第1章は、適用範囲（第1条）及び定義（第2条）について定めている。

(1) 事項的適用範囲及び定義

扶養規則は親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる国際的な扶養義務に適用される（第1条）。これはハーグ扶養議定書（第1条第1項）と1973年10月2日ハーグの「扶養義務の準拠法に関する条約」（以下、「一般条約」という。）（第1条）の表現を引き継ぐものである。もっとも扶養権利者と扶養義務者間における扶養義務の概念自体については、必ずしも十分に定義さ

れているわけではない(第2条第1項第10号及び第11号参照)。

多数の見解によると、扶養規則は同性婚又は生活パートナーシップ、若しくは非婚の生活共同体から生ずる扶養請求権には適用されない。こういった見解は一般条約に歩調を合わせるものである。もっとも、ブリュッセルI規則第5条第2号においてこのような生活共同体が包含されないという根拠はなく、ハーグ扶養議定書⁽¹⁹⁾及びハーグ扶養条約⁽²⁰⁾における扶養概念にもこれらの扶養請求権を包含せしめようとする見解も近時では見られるようになっている⁽²¹⁾。

扶養規則における「裁判所」には、構成国の権限ある行政機関も包含される。すなわち、行政機関が公平性及びすべての当事者に審問される権利を保障し、構成国法に基づきなされた行政機関の決定が司法機関によって上訴又は再審の対象となり、かつ同事件について司法機関の決定と類似の効力を有する場合には、司法手続だけでなく扶養義務に関する事件における構成国の行政機関の手続にも扶養規則が適用される(第2条第2項1文)。

(2) 空間的適用範囲

扶養規則は、英国を含めてすべての構成国に適用される⁽²²⁾。ただし、デンマークは、ブリュッセルI規則について欧州共同体と締結した並行協定に基づく宣言⁽²³⁾により、扶養規則がブリュッセルI規則を修正する範囲において、扶養規則の内容を履行する意図をもっている。なお、英国とデンマークはハーグ扶養議定書に拘束されない。

(3) 時間的適用範囲

扶養規則は2009年1月30日発効し⁽²⁴⁾、ハーグ扶養議定書が欧州共同体において適用されうることを条件として⁽²⁵⁾、2011年6月18日から適用される(第76条)。

2 管轄 (第2章)

第2章は、一般規定(第3条)、管轄合意(第4条)、応訴管轄(第5条)、補

充管轄（第6条）、緊急管轄（第7条）、訴えの制限（第8条）、裁判所の係属（第9条）、管轄の審査（第10条）、訴訟要件の審査（第11条）、訴訟競合（第12条）、関連訴訟（第13条）、仮処分及び保全処分（第14条）について定めている。

(1) 一般的管轄

被告の常居所（第3条a号）又は扶養権利者の常居所（第3条b号）を有する地の裁判所が管轄権を行使する。身分に関する訴え（第3条c号）又は親責任に関する訴え（第3条d号）⁽²⁶⁾に扶養関連事件が附随する場合には、その法廷地法上この訴えにつき管轄を有する裁判所が管轄権を行使するが、その裁判所の管轄が、当事者の一方の国籍のみに基づいているときは、この限りでないといわれている（第3条c号及びd号ただし書）。

扶養規則第3条a号は、ブリュッセルI規則第2条第1項の文言に基礎を置くが、管轄の原因として「住所」ではなく、常居所を基準とする点で異なる。扶養規則第3条b号及び第3条c号は、ブリュッセルI規則第5条第2号に相当するが、扶養規則第3条d号は新規に設けられた規定である。ブリュッセルI規則第5条第2号とは異なり、扶養規則第3条は、その文言によれば、両当事者が同じ構成国に常居所を有する場合にも適用されるように見える。これは国際裁判管轄だけでなく、土地管轄をも規律するので、特に重要である。したがって、扶養規則第3条は純粋な国内事件においても実際には土地管轄に関する国内の規定を排除することになるかが問題となりうる。立法過程においては純粋な国内事件に扶養規則の管轄規定は適用できないことが数回表明されており、国内事件の規律について共同体立法者の権限が欠けていることも指摘されている。両当事者が同じ構成国に常居所を有するような場合には、もっぱら国内の規定による土地管轄に従うことになり、国内事件について扶養規則第3条は目的論的に制限されるべきであるとの見解もみられる⁽²⁷⁾。

扶養義務者が扶養規則の適用範囲においてさらに別の訴えを提起する場合にも適用されるのか、それともこれはブリュッセルI規則の射程範囲にあるのかは明らかでない。少なくとも扶養義務に関する消極的確認の訴えは扶養規則に

包含されるとする見解が支持を集めている。この場合における消極的確認の訴えは、扶養権利者が常居所を有する構成国の裁判所が管轄権を有するのか（第3条a号及びb号参照）、それとも扶養義務者についても身分に関する訴え（第3条c号）又は親責任に関する訴え（第3条d号）に扶養関連事件が附随する場合に、その法廷地法上この訴えにつき管轄を有する裁判所が管轄権を行使するのかが問題となる。扶養規則は払いすぎた扶養料の返還請求に関する扶養義務者の請求も包含するかは明らかにしていない。

(2) 管轄合意及び応訴管轄

① 管轄合意（第4条）

扶養義務が18歳未満の者に対するものでない限り（第4条第3項）、紛争当事者は管轄の合意をすることができる。扶養規則第4条は、管轄合意の可能性を明らかに制限することから、ブリュッセルI規則（第23条）と異なる⁽²⁸⁾。管轄合意が認められると当事者の常居所地の変更等により準拠法が変更されることがなくなり、法的安定性や予見可能性が高まるが、管轄合意はしばしば扶養権利者の利益とならないことが考慮されたのである。

すなわち、当事者の一方が常居所を有する構成国の裁判所、当事者の一方が国籍を有する構成国の裁判所⁽²⁹⁾、配偶者又は元配偶者間の扶養義務事件においては、婚姻事件の訴訟⁽³⁰⁾について管轄権を有する裁判所又は配偶者が少なくとも1年間最後の共通常居所を有していた構成国の裁判所が扶養義務に関連する事件における紛争を解決するための管轄権を有することを当事者は合意することができる（第4条第1項）。これらの要件は、管轄合意がなされた時点又はその裁判所に訴えが提起された時点に満たされなければならない、管轄合意は当事者の別段の合意がない限り、専属的管轄合意である（第4条第1項2文及び3文）。管轄合意は書面によらなければならない、電子的手段による通信も、書面による方式とみなされる（第4条第2項）⁽³¹⁾。当事者が非構成国であってかつルガーノ条約締約国でもある国の裁判所の専属管轄権を合意する場合、18歳未満の者に対する扶養義務事件である場合を除き、ルガーノ条約が適用される（第4条第4項）。

② 応訴管轄 (第5条)

被告が構成国の裁判所に応訴する場合には、その裁判管轄を争わない限り、当該裁判所が裁判管轄権を有する (第5条)⁽³²⁾。

(3) 補充管轄及び緊急管轄

ブリュッセル I 規則と異なり、扶養規則は、被告又は両当事者が欧州共同体以外にその常居所地を有する場合についても規律しようとしている⁽³³⁾。

① 補充管轄 (第6条)

構成国の裁判所が、管轄の一般規定 (第3条)、管轄合意 (第4条) 及び応訴管轄 (第5条) によって管轄を有しない場合、及び非構成国であつてかつルガーノ条約締約国でもある国の裁判所が同条約に従って管轄権を有しない場合には、当事者が共通の国籍を有する構成国の裁判所が管轄権を有する (第6条)⁽³⁴⁾。扶養規則第6条は重国籍者について定めていないが、単なる共通の国籍も管轄原因となることを定めている⁽³⁵⁾。連結点として住所の概念を指定する構成国である場合には (第2条第3項)、共通の国籍ではなく共通の住所がこれに代わる。扶養義務者はまた、EU 構成国において共通国籍の管轄に基づき扶養義務の消極的確認判決を申立てることが可能であり、EU 構成国においてその確認判決が効力を有する。

扶養規則第6条に基づき管轄を有する EU 構成国の裁判所は、ハーグ扶養条約の下では承認又は執行されないことを根拠に管轄権を行使し、その決定は EU 内において自動的に執行されることになるであろう。そのため、EU 非構成国かつハーグ扶養条約締約国に居住し、EU 非構成国の国民となった EU 国民の権利を侵害することが懸念される⁽³⁶⁾。

② 緊急管轄 (第7条)

管轄の一般規定 (第3条)、管轄合意 (第4条)、応訴管轄 (第5条) 及び補充管轄 (第6条) により構成国の裁判所が管轄権を有しない場合、例外的に、構成国の裁判所は、紛争により密接な関係のある第三国において合理的に提訴できないか又は不可能であるときに、管轄権を有する (第7条1文)。これは、内戦状態にある国や政治的又は刑事的訴追の危険があるような場合、認められう

る⁽³⁷⁾。緊急管轄に基づく管轄は、提訴された裁判所の構成国と十分な関連を有する場合にのみ（例えば、当事者の一方の国籍を基礎として）認められる（第7条2文）⁽³⁸⁾。

(4) 変更の訴えの制限（第8条）

扶養権利者が常居所を有する構成国又はハーグ扶養条約締約国において扶養義務に関連する決定（原決定）がなされた場合に、扶養権利者が引き続きその地に常居所を有する限り、扶養義務者は他の構成国において原決定を変更するか又は新たな決定を得るための訴えを提起することができない（第8条第1項）⁽³⁹⁾。特に扶養権利者の常居所地の裁判所が管轄権を有する（第3条b号）場合を包摂するので、扶養義務者が他の構成国で変更の訴えを提起することを回避しようとする。

ただし、①管轄合意又は応訴管轄の場合（第8条第2項a号及びb号）、②ハーグ扶養条約の締約国でありかつ非構成国において原決定を下した管轄機関が原決定を変更するか又は新たな決定を下す管轄権を有することができないか、若しくは拒否する場合（同条第2項c号）、又は③ハーグ扶養条約の締約国における原決定が、その原決定を変更するか又は新たな決定を得るための手続を行おうとする締約国では承認されないか若しくは執行できない場合（同条第2項d号）には、この限りでないとされている。

変更の訴えの制限（第8条）は「決定」の変更について定めているだけであるので、場合により、「裁判上の和解及び公の証書」にもこのことは妥当するであろう（第48条第2項参照）⁽⁴⁰⁾。

(5) 仮処分及び保全処分

仮処分及び保全処分（第14条）は、ブリュッセルI規則第31条と同様に規律されている。構成国の裁判所は、扶養規則に基づき、他の構成国の裁判所が本案について管轄権を有する場合であっても、構成国法が定める仮処分及び保全処分を請求できるとされている。

(6) 具体的手続、管轄及び訴訟要件の審査

構成国の裁判所は、扶養規則に基づき管轄権を有しない事件が提訴された場合には、職権で管轄がないとして訴えを却下しなければならない（第10条）。その際、特に応訴管轄について定めてはいないが、この規定は被告が当該訴えに応訴しない事案において意味を有するであろうとみられる⁽⁴¹⁾。

訴えの訴訟要件の審査（第11条）は、ブリュッセル I 規則第26条第2項から第4項までに相当する。この規定は欧州共同体構成国以外に常居所を有する相手方をも保護するものである。裁判所の係属（第9条）、訴訟競合（第12条）及び関連訴訟（第13条）は、ブリュッセル I 規則第27条、第28条及び第30条と同様である。扶養義務者が消極的確認の訴えを提起した後に、扶養権利者が扶養請求の訴えを提起する限りにおいて、欧州司法裁判所によって展開された核心理論の原則⁽⁴²⁾により消極的確認の訴えが優先される。

3 準拠法（第3章）

第3章は、準拠法の決定（第15条）について定めている。ハーグ扶養議定書に拘束される構成国において、扶養義務に関する準拠法は同議定書によって決定されなければならない。最初の扶養規則の草案は抵触規定を包含していたが⁽⁴³⁾、ハーグ扶養議定書に依拠することによりこの分野における準拠法の調和を普遍的に解決しようとして、扶養規則は扶養義務に関する準拠法についてハーグ扶養議定書によって決定されることを単に定めているにすぎない⁽⁴⁴⁾。

4 決定の承認及び執行（第4章）

扶養規則は、承認及び執行の範囲において特に扶養権利者の利益保護を志向している（第16条以下）。第4章は、さらにハーグ扶養議定書に拘束される構成国でなされた決定（第1節第17条～第22条）と同議定書に拘束されない構成国でなされた決定（第2節第23条～第38条）を区別しており、さらに共通規定（第3節第39条～第43条）を定めている。

(1) 対象

承認及び執行の対象は、扶養義務事件における「決定」である（第2条第1項第1号参照）。さらに、ある構成国において執行可能な裁判上の和解及び公の証書は他の構成国において承認され、その構成国において決定と同様な方法で執行することができる（第48条第1項）⁽⁴⁵⁾。扶養規則立法者は特に法政策的に扶養権利者の地位を強化しようとしたために、扶養義務を認める決定について緩和された承認及び執行を前面に押し出している。決定の承認及び執行宣言の申立て又は決定の執行において「扶養権利者」とは、扶養料が支払われるべき個人に代わって行動する公的機関又は扶養料に代えて提供された給付の償還を受けるべき公的機関を含む（第64条第1項）。

ここで問題となるのは、扶養義務の請求を否定する決定もまた一般的に扶養規則に従って承認及び執行されるかである。扶養規則は「決定」の定義においても消極的な決定を除外しておらず（第2条第1項第1号）、また承認及び執行に関する規定においても強制執行が扶養権利者によって扶養義務者に対して行うべきであると定めていない（第2条第2項第10号参照）。したがって、扶養規則は、裁判上の扶養請求が棄却された当事者又は消極的な確認の訴えが下された当事者によって（訴訟）費用についての執行をも対象とすることになる⁽⁴⁶⁾。

(2) ハーグ扶養議定書に拘束される構成国でなされた決定（第4章第1節）

第4章第1節は、執行宣言手続の廃止（第17条）、保全処分（第18条）、再審査を請求する権利（第19条）、執行のための書面（第20条）、執行の拒否又は中止（第21条）、親族関係の成立には影響を与えないこと（第22条）について定めている。

ハーグ扶養議定書に拘束される構成国でなされた決定は、他の構成国において特別な手続を要することなく、他の構成国で承認される（第17条第1項）。ハーグ扶養議定書に拘束される構成国でなされかつその構成国で執行可能な決定は、他の構成国において執行宣言の手続を必要としない（第17条第2項）。つまり、構成国の決定はそれ自体すべての構成国において執行可能である。他方、このような決定の承認及び執行は、扶養義務が基礎とする親族関係、親子

関係、婚姻関係又は姻族関係の承認を意味するものではない（第 22 条）。異議申立ての保障は、扶養決定がなされた構成国において再審査を請求することで確保されることになる（第 19 条参照）。時効又は出訴期限の不一致による構成国間の抵触問題を解決することは、承認段階において扱われる（第 21 条参照）。

① 執行が求められた構成国における承認及び執行

ハーグ扶養議定書に拘束される構成国でなされた決定である場合、申立人は管轄執行機関に必要な証書を提示しなければならない（第 20 条第 1 項参照）。例外的に、執行構成国の管轄機関は、扶養義務者の申立てに基づき、裁判所の決定を執行する権利が決定がなされた構成国の法又は執行が求められている構成国の法のうちのどちらかより長い制限期間を定めているものに従い、時効又は出訴期限の効果により消滅している場合には、原裁判所の決定についてその執行の全部又は一部を拒否することができる（第 21 条第 2 項 1 文）。さらに執行が求められている構成国における管轄機関は、扶養義務者の申立てに基づき、承認されるべき決定が、執行構成国でなされた決定に反する場合、又は執行構成国での承認のために必要な条件を充足する他の構成国若しくは第三国でなされた決定に反する場合にも、原裁判所の決定についてその執行の全部又は一部を拒否することができる（第 21 条第 2 項 2 文）。事情変更に基づき扶養に関する原決定を変更する効力を有する決定は、第 21 条第 2 項の意味における決定に反するものとはみなされていない（第 21 条第 2 項 3 文）。扶養規則は、執行構成国に存在する一般的な執行障害についても規律していない。

② 原構成国における審査

原構成国において応訴してなかった被告に対しては、原構成国の管轄裁判所において特別な法的救済が与えられうる（第 19 条第 1 項）。すなわち、被告が適時にかつ被告の防御ができるように訴訟手続を開始する文書若しくはこれに類似する文書が送達されなかった場合、不可抗力のため又は特別の状況のため被告の責任なしに扶養請求を争うことが妨げられた場合、被告が決定に異議を申立てることが可能であったときに決定に異議を唱えながら認められなかった場合を除き、構成国の管轄裁判所で決定の再審査を申立てる権利を有しなければならないとされる。管轄裁判所は、決定を審査するための理由（第 19 条第 1

項)がないために、決定の再審査の申立てを拒絶するときは、原決定はなおその効力を有する(第19条第3項1文)。管轄裁判所が、決定の再審査をする理由のいずれかに該当すると判断する場合には、原決定は効力を有しない。しかし、扶養権利者は、時効若しくは出訴期限の中断又は原手続において得られた遡及的な扶養を請求する権利を失わない(第19条第3項2文)。

(3) ハーグ扶養議定書に拘束されない構成国でなされた決定(第4章第2節)

第4章第2節は、承認(第23条)、承認の拒否理由(第24条)、承認手続の中止(第25条)、執行(第26条)、土地管轄(第27条)、手続(第28条)、抄本の無提示(第29条)、執行宣言(第30条)、宣言の申立てに関する決定の通知(第31条)、宣言の申立てに関する決定についての異議の申立て(第32条)、異議の申立てについてなされた決定を争うための手続(第33条)、執行宣言の拒否又は取消し(第34条)、手続の中止(第35条)、仮処分及び保全処分(第36条)、部分執行(第37条)、無印紙税又は無手数料(第38条)について定めている。

英国とデンマークは(規則には)ハーグ扶養議定書には拘束されない構成国である。このような構成国のために、扶養規則はブリュッセルI規則に依拠して定められた承認拒否理由及び執行宣言手続が適用される(第23条以下)。個別の事件における決定の承認及び執行は、承認国たる構成国の公序に明らかに反する場合、被告の適時における訴えの不知に基づく欠席の場合、承認及び執行が求められた構成国によってなされた同一当事者間の紛争における決定に反する場合、他の構成国又は第三国によって同一の当事者間及び同一訴訟の紛争における先の決定に反する場合、拒否される(第24条)。

ハーグ扶養議定書に拘束されない構成国でなされかつ同国で執行できる決定は、利害関係人の申立てに基づき他の構成国において執行が宣言されたときに、執行することができる(第26条)。扶養規則第28条が規定する方式を満たしているときには直ちに、又はこの方式を満たしてから遅くとも30日以内に、承認拒否理由(第24条)に基づく審査をすることなく、例外的な状況を除き、執行が宣言される(第30条1文)。扶養義務者は、この手続段階においては、

異議を提出することはできない（第 30 条 2 文）。紛争の両当事者は執行宣言の申立てに関する決定について異議の申立てをすることができる（第 32 条）。申立人は、決定が承認されるべき場合において、執行宣言なしに、執行構成国法によって仮処分及び保全処分を申立てることができる（第 36 条第 1 項）。

(4) 共通規定（第 4 章第 3 節）

第 4 章第 3 節は、仮執行（第 39 条）、承認された決定の実行（第 40 条）、執行の手續及び要件（第 41 条）、実質的再審査の禁止（第 42 条）、費用回収を優先しないこと（第 43 条）⁽⁴⁷⁾について定めている。

扶養規則の領域において仮執行決定について新たな規定が設けられている。原裁判所は、国内法が法定の執行力を付与しない場合であっても、いかなる異議の申立てにもかかわらず、仮執行の決定を宣言することができる（第 39 条）⁽⁴⁸⁾。扶養料の回収を迅速かつ効率的に確保するため、そして訴訟の遅延を防止するため、構成国においてなされた扶養義務に関する決定は、原則的に仮執行できるものでなければならないとされている⁽⁴⁹⁾。この規定の文言は外国との関連性に言及していない⁽⁵⁰⁾。決定が原構成国以外の構成国で執行される場合、執行にはその構成国法が適用される（第 41 条第 1 項 1 文）。承認及び執行が求められた構成国は、決定の実質的再審査をすることはできない（第 42 条）。

5 司法へのアクセス（第 5 章）

第 5 章は、法律扶助を受ける権利（第 44 条）、法律扶助の内容（第 45 条）⁽⁵¹⁾、子の扶養に関する中央当局による無償の法律扶助（第 46 条）⁽⁵²⁾、第 46 条に含まれない事件（第 47 条）について定めている。

(1) 担保提供の排除

扶養義務に関する手續において手續費用を支払うためにはいかなる担保の提供も課せられず、供託も要求されない（第 44 条第 5 項）。

(2) 法律扶助

扶養規則は法律扶助について特に詳細に規律している⁽⁵³⁾。法律扶助の要件の下で、当事者は執行、上訴及び再審手続を含めて他の構成国において実効的な裁判を受ける権利を有する(第44条第1項1文)。実効的な裁判を受ける権利は、中央当局間の協力(第7章)により申立てを伝達する中央当局の構成国(以下、「嘱託構成国」という。)⁽⁵⁴⁾に居所を有する申立人に対し、申立てを受理する中央当局の構成国⁽⁵⁵⁾(以下、「受託構成国」という。)によって司法への実効的な利用が提供されなければならないとされている(第44条第1項2文)。

受託構成国は、21歳未満の者に対する親子関係から生ずる扶養義務について、第56条に基づき無償の法律扶助を扶養権利者のすべての申立てにつき行わなければならない(第46条第1項)。問題は、扶養権利者が既存の決定がない場合において、受託構成国での(必要な場合は、親子関係の成立を含む)決定を申立てる場合(第56条第1項c号)、そして承認及び執行若しくは後に決定の変更を申立てる場合である。管轄機関がその申立て又は上訴若しくは再審が本案に関して明らかに理由がないと認める場合には、無償の法律扶助を拒否することができる(第46条第2項)。申立人が無資力である状況については定めがない。受託構成国の管轄機関は、例外的に財政状況が許す場合、第46条に基づく無償の法律扶助を受けていた敗訴当事者から費用を回収することができる(第67条)。特にこれには富裕でありながら不誠実な者が該当する⁽⁵⁶⁾。

これに対して、扶養規則第46条に含まれない事件においては、法律扶助は特に申立人の資産審査又は本案審査のために行うことを条件に国内法によって提供することができる(第47条第1項)。原構成国において全面的に又は部分的に法律扶助若しくは費用や支出の免除を受けていた当事者は、承認又は執行のいかなる手続においても、執行構成国の法により提供される最も有利な法律扶助又は費用や支出の最も広範囲の免除を受ける権利を有する(第47条第2項)。

6 裁判上の和解及び公の証書(第6章)

第6章は、裁判上の和解及び公の証書について定めている(第48条)。

原構成国で執行可能な裁判上の和解及び公の証書は、第4章に従い、他の構成国で承認され、決定と同様に執行可能でなければならない（第48条第1項）。扶養規則の規定は、裁判上の和解及び公の証書について、必要に応じて適用される（第48条第2項）。原構成国の管轄機関は、すべての利害関係者の申立てに基づき、付属文書 I 及び II 又は（場合によっては）付属文書 III 及び IV で定められた書式を使用して、裁判上の和解又は公の証書から抄本を発行するものとする（第48条第3項）。

7 中央当局間の協力（第7章）

第7章は、中央当局の指定（第49条）、中央当局の一般的任務（第50条）、中央当局の特定の任務（第51条）、委任状（第52条）、特定の措置の要請（第53条）、中央当局の費用（第54条）、中央当局を介する申立て（第55条）、可能な申立て（第56条）⁽⁵⁷⁾、申立ての内容（第57条）⁽⁵⁸⁾、中央当局を介する申立て及び事件の伝達、受理及び処理（第58条）、言語（第59条）、会合（第60条）、中央当局の情報へのアクセス（第61条）、情報の伝達と利用（第62条）、当事者情報の通知（第63条）、申立人としての公的機関（第64条）について定めている。

各構成国は、扶養料の決定及び扶養料の回収において当事者を支援する中央当局を指定しなければならない。中央当局は一般的及び特定の任務を遂行する。中央当局の一般的任務は、扶養規則の適用において、紛争を解決する管轄機関の間で協力することにある。扶養規則の適用を容易にするため、そしてその協力を強化するために、中央当局は民事及び商事分野における欧州司法ネットワークを利用しなければならない。中央当局の特定の任務との関係では、扶養規則は申立ての伝達、受理だけでなく、扶養決定を得ること若しくはその変更又は扶養決定の執行のために関連する手続の開始について定めている。

8 一般規定及び最終規定（第8章）

第8章は、認証その他のこれと類似の手続（第65条）、裏付ける文書の翻訳（第66条）、費用回収（第67条）、他の共同体協定との関係（第68条）、既存の

国際条約及び協定との関係 (第69条), 一般に利用できる情報 (第70条), 連絡先及び言語に関する情報 (第71条), 書式の変更 (第72条), 委員会 (第73条), 審査条項 (第74条), 経過規定 (第75条), 発効 (第76条) について定めている。

扶養規則はブリュッセル I 規則の扶養義務に関する規定にとって代わるものである (第68条第1項)。またハーグ扶養議定書に拘束されない構成国でなされた扶養義務に関する決定を除き, 「争いのない債権の欧州執行名義に関する欧州議会並びに理事会規則 (EC) 805/2004」⁽⁵⁹⁾ にとって代わるものである (第68条第2項)。この欧州執行名義規則により, 判決承認手続のような任意の中間手続を必要とせず, EU 内で民事及び商事分野において争いのない債権に関して執行宣言手続はもはや不要となる。被告が欧州執行名義の使用に異議を唱える場合には, 事件は裁判所で争われうる構造となっている。したがって, 扶養規則では, ハーグ扶養議定書に拘束される構成国間において, 原則として執行宣言手続も欧州執行名義も要しないのである。

IV おわりに

扶養規則は, 欧州共同体における承認及び執行の調和を図ること, 執行宣言手続の廃止, 執行の簡素化, 中央当局間の国際的協力の強化, 準拠法の決定を明確化することを実現するものである。ハーグ国際私法会議により扶養規則のための本来の目的は大部分において達成されている。扶養規則はさらにヨーロッパ内で達成されるべき事項について規律し, ハーグ扶養条約及びハーグ扶養議定書における概念と解決を引き継ぐものである。扶養分野について欧州共同体レベルにおいて共通の基準を採択することは法的安定性に向けての進展であり, 従来において国内立法に委ねられていた事項に関する規定をも包含するので, 扶養規則は, ヨーロッパ民事手続分野における統合の新たな局面を現しているといえよう。

扶養義務の管轄について扶養規則はブリュッセル I 規則の関連規定に依拠することから出発しているが, 相当の変更を加えている。特に国内法にかかわらず扶養義務者が EU 以外の国に常居所を有する場合をも含めてすべての扶養事

件に扶養規則の管轄規定が適用される点において、ブリュッセル I 規則とは異なる側面を有している。また扶養権利者の利益のために管轄合意を制限しており、主に第三国と関連する事件においても扶養権利者についても欧州共同体が法廷地としての管轄権を有するとされている。さらに、扶養権利者を保護するために扶養義務者による変更の訴えの際に管轄制限を認めているので、扶養義務者が扶養権利者の（構成国もハーグ扶養条約の締約国も含む）常居所地国でなされた決定を変更するために、他国の法廷地へ行くことは原則的に認められない。扶養権利者が扶養決定を得た場合、扶養義務者による法廷地漁りの可能性を可及的に制限することにより、扶養規則は EU 非構成国についても管轄権の恒定化を定めているのである。その意味で EU 構成国の管轄を幅広く認めることにより、非構成国の裁判所に提訴されても後に構成国で提訴された場合、構成国は管轄の行使を拒否しないことになるであろう⁽⁶⁰⁾。

扶養規則はブリュッセル I 規則の関連規定の改正にとどまらず、扶養権利者の保護という理念をとりわけ承認及び執行において明らかに実現している。扶養規則は、統一された準拠法に基づき執行宣言手続を廃止し、異議の申立ての機会は決定がなされた後に適用される特定の再審査手続を通して確保されるものとしている。多くの場合、ハーグ扶養議定書に拘束される構成国の決定について、執行が求められた構成国における決定の審査は行われず、執行宣言手続が廃止されたことは最も大きな成果であるといえよう。したがって補充管轄及び緊急管轄に基づき管轄が認められる限り、他のすべての欧州共同体の構成国においても決定は承認される⁽⁶¹⁾。他方、ハーグ扶養議定書に拘束されない構成国の決定については、ブリュッセル I 規則に基づく承認拒否理由及び執行宣言手続が妥当する。もっとも、被告が外国裁判所において防御することができなかった場合等においては、この再審査手続は統一されていないため、法的不安定性をもたらすおそれがある。執行宣言手続の廃止という傾向はブリュッセル I 規則の改正作業においてもその導入が検討されているが、より望ましい統一された審査手続が必要となるであろう。

扶養規則は、第三国との関係においてさらに国際訴訟競合又はフォーラム・ノン・コンヴェニエンスが問題となりうるが、これについては規律していない。

ブリュッセル I 規則の改正作業を見守る必要がある。今後、扶養権利者の保護という理念が扶養規則の実際の運用においてどのように発展し続けられるのか注視しなければならない。

- (1) 国際的な扶養事件を解決するためにハーグ国際私法会議が作成したのものとして、1956年10月24日「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」、1958年4月15日「子に対する扶養義務に関する決定の承認及び執行に関する条約」、1973年10月2日「扶養義務に関する決定の承認及び執行に関する条約」、1973年10月2日「扶養義務の準拠法に関する条約」がある。
- (2) OJ 2009, L 7/1.
- (3) Urs Peter Gruber, Die neue EG-Unterhaltsverordnung, IPRax 2010, pp. 128-139; Paul Beaumont, International Family Law in Europe — the Maintenance Project, the Hague Conference and the EC: A Triumph of Reverse Subsidiarity, *RebelsZ* 73 (2009), pp. 509-546 等参照。
- (4) OJ 2001, L 12/1.
- (5) 中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセル I 規則) 上・下」国際商事法務第 30 巻第 3 号 311 頁以下、第 4 号 465 頁以下 (2002) 等参照。
- (6) Alegría Borrás & Jennifer Degeling, Explanatory Report (2009); William Duncan, The New Convention on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance, *International Family Law* 2008, pp. 13-17 等参照。
- (7) Andrea Bonomi, Explanatory Report (2009); Andrea Bonomi, The Hague Protocol of 23 November 2007 on the Law Applicable to Maintenance Obligations, *Yearbook of Private International Law* 2008, pp. 333-357 等参照。
- (8) 船橋伸行「ハーグ国際私法会議第 21 会期の概要——扶養料の国際的回収に関する条約及び扶養義務の準拠法に関する議定書」民事月報第 63 巻第 7 号 7 頁以下 (1998) 参照。
- (9) COM (2005) 649 final.
- (10) Beaumont, *supra* note (3), p. 514.
- (11) ハーグ扶養条約は、特に承認及び執行に関する規定の創設においてブリュッセル I 規則における既存の欧州共同体法に影響を受けたことは疑問の余地がない (Beaumont, *supra* note (3), p. 526)。

- (12) ハーグ扶養条約（第4条ないし第12条）は扶養規則（第49条ないし第51条、第53条ないし第58条）に相当する。なお、扶養規則においては、中央当局間の定期的な会合のためヨーロッパ司法ネットワークを利用し（第50条第2項及び第60条参照）、中央当局による情報の利用、伝達及び利用（第61条及び第62条参照）を追加することにその特徴がある。
- (13) ハーグ扶養条約（第14条ないし第17条）は子の養育費請求のために手続の実効的な利用について無償の法律扶助を提供する重要な規定を定めており、扶養規則（第44条ないし第47条）は法律扶助についてハーグ扶養条約になっている。扶養規則は特に法律扶助の内容は必要な限りにおいて適用される事項を列挙しており（第45条）、ハーグ扶養条約（第17条b号）の「同等の無償の法律扶助」よりも、「最も有利な扱い」（第47条第2項）を定めることでその特徴がある。無償の法律扶助について扶養規則はハーグ扶養条約よりも適用範囲が広いので、中央当局による無償の法律扶助は子及び一定の配偶者だけでなく、すべての扶養義務に適用されることができる。
- (14) 公的機関は実務において非常に重要な役割を果たす。ハーグ扶養条約（第10条、第15条及び第36条）における公的機関は、21歳未満の者に対する親子関係から生ずる扶養義務に関する申立ての扶養権利者に含まれる。すなわち、決定の承認又は承認及び執行（第10条第1項a号）に基づく申立てをするときに、並びに受託国でなされたか又は承認された決定を執行するときに（同条同項b号）、あるいはハーグ扶養条約第20条第2項に基づく留保の結果として承認及び執行が不可能である場合において扶養権利者の利益のために決定を得るためのあらゆる適切な措置をとらなければならないときに（第20条第4項）、公的機関は扶養料が支払われるべき個人に代わって行動し、扶養料に代えて提供された給付の償還を受けべき公的機関を含む。公的機関はすべての事件において無償の法律扶助を受け資格がある。ハーグ扶養条約第36条の内容は、若干修正され、扶養規則（第64条）に導入された。
- (15) ハーグ扶養条約第18条は、管轄の積極的な原因を定めることなしに手続の制限について定めている。すなわち扶養権利者が常居所を有する締約国内で決定がなされた場合には、扶養権利者が当該決定がなされた国に常居所を有し続けている限り、扶養義務者は、他の締約国において当該決定の変更又は新たな決定を求める手続を開始することができない（同条第1項）。ただし、これには一定の例外がある（同条第2項）。ハーグ扶養条約第18条は、若干修正され、扶養規則第8条に導入された。

- (16) 扶養規則前文(8)参照, Beaumont, *supra* note (3), pp. 513-516.
- (17) 扶養権利者は, 他の構成国においてさらなる正式手続なしに自動的に承認されるはずの決定を構成国において容易に得ることができなければならない(扶養規則前文(9))。
- (18) 扶養規則は, 中央当局間の協力を容易にし, 電子的に申立てを提出できる9つの標準書式を提供している。
- (19) Gruber, *supra* note (3), p. 130; Bonomi, Yearbook of Private International Law, *supra* note (7), p. 339.
- (20) Beaumont, *supra* note (3), p. 528.
- (21) 扶養規則の前文(11)参照, Gruber, *supra* note (3), S. 130.
- (22) Commission Decision 2009/451/EC of 8 June 2009, OJ L 149, 12. 06. 2009, p. 73.
- (23) OJ L 149, 12. 06. 2009, p. 80.
- (24) 扶養規則は, EUの官報(OJ L 7 of 10. 1. 2009)で, その発行後20日目に発効する(第76条1文)。
- (25) 2010年4月8日にハーグ扶養議定書は欧州共同体(デンマーク及び英国を除く。)によって承認された。ところが2011年6月22日現在, 同議定書はまだ発効されていない。このような場合(同議定書第25条第1項参照), 欧州共同体においては扶養規則の適用日たる2011年6月11日から同議定書が暫定的に適用される(同議定書第24条についての欧州共同体の宣言参照)。
- (26) 「婚姻事件並びに親責任事件における裁判管轄及び判決の承認及び執行, そして欧州共同体規則1347/2000の廃止に関する2003年11月27日の欧州共同体理事会規則」(以下, 「ブリュッセルII a 規則」という。)第1条第2項において列挙する手続が挙げられる。
- (27) Gruber, *supra* note (3), p. 132.
- (28) ハーグ扶養議定書(第8条)は準拠法の指定を規律しており, これは扶養規則(第4条)と構成要件的に類似する。
- (29) ハーグ扶養議定書第8条第1項a号の文言においては, 重国籍者の場合, より密接な関連のある国であることを要するのではないと解される(Bonomi, Explanatory Report, *supra* note (7), Rn. 131)。
- (30) ブリュッセルII a 規則の一般管轄(第3条), 管轄の専属性(第6条)及び残余の管轄(第7条)参照。
- (31) ブリュッセルI 規則第23条第2項に相当する。ブリュッセルI 規則第23条1項とは異なり, 扶養規則は書面による確認を伴った口頭による方式若しくは当事

者間で確立している慣行に従った方式をもって十分とにならないので、扶養規則の方がブリュッセル I 規則よりも狭いといえよう。

- (32) ブリュッセル I 規則第 24 条参照。
- (33) 扶養規則前文(15)。
- (34) ブリュッセル II a 規則第 3 条第 1 項参照。
- (35) 管轄合意の場合と同様であるといえよう。当事者が同時に二つの構成国に属する場合、すべての当該構成国が管轄を有する (Gruber, *supra* note (3), p. 134)。
- (36) 扶養規則の承認規定はハーグ扶養条約に優先されることになる (ハーグ扶養条約第 51 条第 4 項参照)。例えば、ハーグ扶養条約の下では訴えの申立国 (締約国) においてのみ財産を有するかが問題となるのに対し、扶養規則のもとでは訴えの申立国以外にも他の構成国に財産を有しているかが問題となり、その他の構成国に所在する財産に対して執行されることになる。詳しくは、Beaumont, *supra* note (3), p. 541 参照。
- (37) 扶養規則前文(16)。
- (38) ハーグ扶養条約第 20 条における承認及び執行の原因を考慮しているわけではない。
- (39) 扶養規則前文(17)。ハーグ扶養条約第 18 条と並行的に規定している。
- (40) 裁判上の和解及び公の証書に関する扶養規則第 48 条は、承認及び執行の範囲にのみ関係するものではない。
- (41) Gruber, *supra* note (3), p. 135.
- (42) Gruber, *supra* note (3), p. 135. 本間学「ヨーロッパ民事訴訟法における核心理論について——ドイツ法の視点からのその素描」立命館法学第 304 号 267 頁以下 (2006) 参照。
- (43) 欧州共同体委員会の扶養規則提案 (COM (2005) 649 final) では、扶養義務の準拠法に関する規定を定めていた (第 3 章第 12 条ないし第 21 条)。
- (44) ハーグ扶養議定書には、準拠法に関する原則 (第 3 条) と特定の扶養権利者を優遇する特則 (第 4 条)、配偶者及び元配偶者に関する特則 (第 5 条) 及び抗弁についての特則 (第 6 条) が設けられ、扶養義務についての準拠法の指定が一部認められている (第 7 条及び第 8 条)。準拠法に関する原則として、扶養義務は扶養権利者の常居所地国法により規律される (第 3 条第 1 項)。ところが特定の扶養権利者を優遇する特則として、子に対する親の扶養義務、21 歳未満の者に対する親以外の者の扶養義務及び親に対する子の扶養義務については、扶養権利者の常居所地国法により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、補充的に

法廷地国法が適用され(第4条第2項), さらに補充的に共通本国法が適用される(同条第4項)。それに対して, 扶養義務者がその常居所を有する国の管轄機関に扶養権利者が申立てをした場合には, 法廷地国法が原則的な準拠法として適用される。ただし, 扶養権利者がこの法により扶養を受けることができない場合には, 扶養権利者の常居所地国法が補充的に適用され(同条第3項), さらに補充的に共通本国法が適用される(同条第4項)。

- (45) これはブリュッセル I 規則第 57 条及び第 58 条の原則と同様である。
- (46) ハーグ扶養条約によれば, 承認及び執行の規律は扶養の申立てが失敗したときにかかった費用や支出の決定にも該当する (Borrás & Degeling, *supra* note (6), Rn. 437)。
- (47) 扶養規則の適用において生じた費用の回収は, 扶養料の回収よりも優先してはならない(第 43 条)。
- (48) ブリュッセル II a 規則第 41 条第 1 項 2 文にならっている。
- (49) 扶養規則前文(22)。
- (50) ブリュッセル II a 規則第 41 条第 1 項 2 文も, 外国との関連性に関する文言を定めていない。
- (51) 扶養規則第 5 章に基づき付与された法律扶助は, 当事者にその権利を知らせること, それを主張すること, そして中央当局を介して又は直接に, 管轄機関に提出された当事者の申立てが完全にかつ実効的に取り扱われることを保証するために, 必要な援助を意味しなければならない。
- (52) ハーグ扶養条約第 15 条に相当するものである。
- (53) 欧州共同体委員会の扶養規則提案 (COM (2005) 649 final) には, 無償の法律扶助を定めていなかった。ハーグ扶養条約の交渉においてアメリカ合衆国が子の養育費について無償の法律扶助をヨーロッパ諸国に強く求めたことに由来する。
- (54) 扶養規則第 2 条第 1 項第 6 号参照。
- (55) 扶養規則第 2 条第 1 項第 7 号参照。
- (56) 扶養規則前文(36)。ハーグ扶養条約第 43 条第 2 項参照。ハーグ扶養条約の作成過程においては富裕層の申立てにまで法律扶助をすべきであるのかについて議論がなされ, 結局, 事前に法律扶助から排除するよりも事後に費用の回収を認めるようになった (Beaumont, *supra* note (3), p. 531)。
- (57) 扶養規則に基づき扶養料の回収を求めようとする扶養権利者は, (a) 決定の承認又は承認及び執行の宣言, (b) 受託構成国でなされ, 又は承認された決定の強制執行, (c) 既存の決定がない場合は, 受託国における決定 (必要な場合は, 親子関係

の成立を含む。), (d)受託構成国以外の構成国でなされた決定の承認及び執行宣言が不可能である場合には, 受託構成国における決定, (e)受託構成国でなされた決定の変更, (f)受託構成国以外の国でなされた決定の変更の申立てを行うことができる (第 56 条第 1 項)。

既に扶養に関する決定を受けている扶養義務者は, (a)受託構成国において前の決定の執行を停止し, 又は制限する決定の承認, (b)受託構成国においてなされた決定の変更, (c)受託構成国以外の国でなされた決定の変更の申立てを行うことができる (第 56 条第 2 項)。

第 56 条に基づく申立てのために, 第 45 条 b 号が規定する法律扶助と法律上の代理は, 受託構成国の中央当局によって直接に, 又は公的機関や他の機関若しくは人を介して, 提供されなければならない (第 56 条第 3 項)。

扶養規則に特別の定めがない限り, 第 1 項及び第 2 項で規定する申立ては, 受託構成国の法によって決定されなければならない, 同国の管轄の規則に従わなければならない (第 56 条第 4 項)。

(58) 扶養規則第 56 条に基づく申立ては, 付属文書 VI に又は付属文書 VII に記載された書式を使用して行わなければならない (第 57 条第 1 項)。第 56 条に基づくすべての申立ては, (a)申立ての種類の記事, (b)申立人の氏名及び連絡先 (住所及び生年月日を含む。), (c)相手方の氏名並びに判明している場合には住所及び生年月日, (d)扶養料を請求している者の氏名及び生年月日, (e)申立ての基礎となる理由, (f)扶養権利者による申立てにおいては, 扶養料の送金先又は電子送金先に関する情報, (g)申立ての処理について責任を有する嘱託構成国の中央当局の担当者の氏名又は部局の名称及び連絡先を少なくとも含まなければならない (第 57 条第 2 項)。

適切な場合には, 判明している範囲において, 申立ては, (a)扶養権利者の財産状況, (b)扶養義務者の財産状況 (扶養義務者の雇用主の氏名及び住所並びに扶養義務者の財産の種類及び所在地を含む。), (c)被告の所在の発見に役に立つその他の情報に関する事項を更に含まなければならない (第 57 条第 4 項)。

(59) 萩原佐織『『争いのない債権の欧州執行名義に関する欧州議会並びに理事会による (EG) 規則 805/2004 号』の施行に伴うドイツ国内法の改正作業——独民事訴訟法改正作業を中心課題として』秋田法学第 47・48 合併号 163 頁以下 (2007) 参照。

(60) Beaumont, *supra* note (3), p. 541.

(61) この場合, ハーグ扶養条約における承認及び執行の義務はない。